

令和5年10月26日

各部長・参事官  
各所属長様

警察本部長  
(刑事総務課)

被害者連絡実施要領の制定について(通達)

被害者への確実な連絡については、被害者連絡実施要領の制定について(平成19年8月8日付け広刑総第613号、広警相第117号、広少対第423号、広地域第1050号、広交指第963号、広公第892号。以下「旧通達」という。)により実施してきたところであるが、この度、内容を整理し、見出しの要領を別添のとおり定め、令和5年11月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年10月31日限り廃止する。

別添

被害者連絡実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件(触法少年事件を含む。以下「対象事件」という。)の被害者及びその家族又は遺族に対し、捜査状況等についての連絡の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡体制等について定めるものとする。

#### 第2 連絡対象者等

- 1 連絡対象者は、対象事件の被害者とする。ただし、被害者が18歳未満の場合は原則としてその保護者に、被害者が意識不明、死亡等により連絡できない場合はその家族又は遺族に連絡するものとする。
- 2 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第35条に規定する正当行為、同法第36条第1項に規定する正当防衛又は同法第37条第1項本文に規定する緊急避難により罰せられない行為を除く。)をいう。

なお、これらの行為のうち未遂罪の規定があるものは未遂を含むものとする。

- (1) 殺人罪(刑法第199条)
- (2) 強盗致死傷罪(刑法第240条)
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪(刑法第241条)
- (4) 不同意性交等罪(刑法第177条)
- (5) 不同意わいせつ罪(刑法第176条)
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第179条)
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪(刑法第181条)
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪(刑法第224条)

- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (16) 傷害罪（刑法第204条）のうち、被害者が全治1か月以上（見込みを含む。以下同じ。）の傷害を負ったもの
- (17) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたものうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

3 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

- (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

- (2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

- (3) 交通死亡事故等

前(1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上（見込みを含む。）の傷害を負った事故

- (4) 危険運転致死傷罪に該当する事件

前(1)から(3)までのほか、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪、同法第6条第1項に規定する無免許危険運転致傷罪並びに同条第2項に規定する無免許危険運転致死傷罪に該当する事件

### 第3 連絡体制等

連絡対象者への連絡（以下「連絡」という。）は、原則として、被害が発生した場所を管轄する所属（以下「被害発生所属」という。）が担当し、当該所属の長は、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

#### 1 連絡責任者

連絡責任者は、警察本部にあつては警部以上の階級にある警察官の中から所属長が指定した者、警察署にあつては対象事件の捜査を担当する課長とし、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 連絡担当者

連絡担当者は、原則として、当該事件の捜査を担当し、連絡対象者から事情聴取を行う捜査員（触法少年事件に携わる警察職員を含む。）の中から連絡責任者が指定し、自所属の犯罪被害者等の支援を担当する係員と緊密に連携するなどして本要領に基づく連絡を確実に行うものとする。

### 3 訪問責任者

訪問責任者は、地域警察官による訪問・連絡活動（以下「訪問活動等」という。）を要望した身体犯に係る連絡対象者の住居地を管轄する警察署の地域担当課長とし、訪問活動等の実施状況を把握するとともに、訪問活動等が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

また、訪問活動等の実施の都度、連絡責任者にその旨を報告するとともに、第6の1の(2)で作成する訪問・連絡活動実施報告書を送付するなどして、緊密な連携に努めるものとする。

### 4 訪問担当者

訪問担当者は、原則として、連絡対象者の住居地を受持区とする地域警察官を訪問責任者が指名し、第5の規定に基づき訪問活動等を担当するものとする。

## 第4 連絡内容

連絡担当者が連絡をする際には、連絡対象者に対して連絡担当者の所属する課（係）名及び氏名を明らかにし、連絡対象者の意向に添い、面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

### 1 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において「被害者の手引」を配布した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について教示するものとする。

### 2 捜査状況（被疑者を検挙した場合を除く。）

#### (1) 身体犯の場合

##### ア 被害者死亡の事件

対象事件の認知（以下「事件認知」という。）からおおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙（触法少年の補導を含む。以下同じ。）に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況に関する通知を行い、それ以降は原則として少なくとも1年に一度、通知を行うものとする。

##### イ 前ア以外の事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況に関する通知を行い、それ以降は連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により通知を行うものとする。

#### (2) 重大な交通事故事件の場合

##### ア 死亡ひき逃げ事件

事件認知からおおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況に関する通知を行い、それ以降は原則として少なくとも1年に一度、通知を行うものとする。

#### イ ひき逃げ事件

事件認知からおおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況に関する通知を行い、それ以降は連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により通知を行うものとする。

#### ウ 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件

事件認知からおおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況に関する通知を行い、それ以降は連絡対象者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して必要により通知を行うものとする。

### 3 被疑者の検挙状況

- (1) 被疑者を逮捕又は送致（触法少年事件における児童相談所への送致及び通告を含む。）した場合は速やかに（検挙状況について広報するときは、広報前に）その旨、被疑者の人定、事件を担当する検察官（検察官に送致した場合に限る。）その他必要と認められる事項について連絡対象者に通知を行うものとする。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等において、逮捕後速やかに通知を行うことが捜査に支障を及ぼすおそれのある場合は、捜査への支障がなくなった段階で通知を行うものとする。
- (2) 被疑者が犯罪少年の場合であって連絡対象者に被疑者の人定その他必要と認められる事項を通知することにより被疑者の健全育成を害するおそれがあると認められるとき又は触法少年のときは、被疑者に代えてその保護者の人定等を通知するものとする。  
なお、通知後は速やかに当該保護者に対してその旨を通知するものとする。
- (3) 再犯の可能性が認められる身体犯の被疑者を逮捕した場合であって送致する前に釈放等したときは、速やかにその旨及びその理由を連絡対象者に通知するものとする。

### 4 被疑者の処分状況

起訴、不起訴等の処分結果が判明次第、速やかに処分結果その他必要と認められる事項について連絡対象者に通知するものとする。ただし、被疑者が犯罪少年の場合は、送致した検察庁又は家庭裁判所について通知するものとする。

### 第5 訪問活動等

- 1 身体犯に係る連絡対象者が訪問活動等を要望した場合は、当該連絡対象者の住居地を管轄する警察署の署長の承認を得た上で、当該警察署の地域担当課長に被害者連絡経過票の写しを交付するなどして訪問活動等を依頼するものとする。
- 2 訪問活動等は、原則として訪問担当者が連絡対象者の住居を訪問し、連絡対象者に対して訪問担当者の所属する課（係）名及び氏名を明らかにした上で行うものとし、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うほか、警察に対する要望、

相談等を聴取するものとする。

- 3 原則として訪問活動等の依頼を受けてからおおむね1週間以内に初回の訪問活動等を行い、それ以降は1か月に1回程度行うものとする。ただし、初回からおおむね2か月を経過した時点で連絡対象者の意思を確認し、訪問活動等の打ち切りについて同意が得られた場合には、連絡責任者の所属の長は、訪問活動等の打ち切りを判断するものとする。

## 第6 留意事項

### 1 被害者連絡経過票等の作成管理

#### (1) 被害者連絡経過票

ア 連絡担当者が、初回の連絡を行ったときは、別記様式第1号の被害者連絡経過票を作成し、その写し等を警察本部事件主管課、刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）及び警務部警察安全相談課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）に送付するものとする。この場合において、被害者が18歳未満の場合は生活安全部少年対策課（以下「少年対策課」という。）に、連絡対象者が訪問活動等を要望した場合は地域部地域課（以下「地域課」という。）に併せて送付するものとする。

イ 重大な交通事故事件に係る被害者連絡経過票については、刑事総務課への送付を要しないものとする。

ウ 連絡担当者は、捜査状況、処分状況等の通知を行ったときは、その旨を被害者連絡経過票に追記するものとする。

エ 被害者連絡経過票は、警察本部にあつては連絡担当者の係、警察署にあつては当該事件の捜査担当課において、対象事件が結審するまで（被疑者が不詳の場合は公訴時効まで）保管するものとする。

#### (2) 訪問・連絡活動実施報告書

ア 訪問担当者が、訪問活動等を実施したときは、その都度、別記様式第2号の訪問・連絡活動実施報告書を作成し、訪問責任者に報告するものとする。

イ 訪問責任者は、前アで作成した訪問・連絡活動実施報告書を連絡責任者に送付するものとする。

ウ 連絡責任者は、訪問・連絡活動実施報告書を受領したときは、その写し等を警察本部事件主管課、刑事総務課、被害者支援室及び地域課に送付するものとする。この場合において、被害者が18歳未満の場合は少年対策課に併せて送付するものとする。

エ 訪問・連絡活動実施報告書は、前(1)のエに準じて、被害者連絡経過票とともに保管するものとする。

なお、訪問責任者と連絡責任者の所属が異なる場合は、連絡責任者から受領した被害者連絡経過票の写しとともに、訪問・連絡活動実施報告書の写しを、訪問活動

等を打ち切るまでの間、訪問責任者が所属する課に保管しても差し支えないものとする。

## 2 連絡等に関する配慮事項

(1) 被害発生所属と被疑者を検挙した所属（以下「被疑者検挙所属」という。）が異なる場合は、被害発生所属と被疑者検挙所属は連携を密にし、確実な連絡の実施に努めるものとする。

(2) 連絡の際には、連絡対象者に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が20歳未満の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう配慮するものとする。

特に、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事件の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨や刑法第41条に規定する責任年齢による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成について十分な配慮を行うものとする。

(3) 連絡対象者又はその関係者の素行、言動等により、被疑者への報復の可能性が認められる場合、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利を不当に侵害するおそれのある場合等の連絡及び訪問活動等（以下「連絡等」という。）を行うことが適当でないと認められる場合には、連絡等を行わないものとする。

(4) 次に掲げる者に対する連絡等については、広島県警察保護対策実施要綱の定めにより実施するものとする。

ア 暴力団等（暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者若しくはその疑いが強く認められる者をいう。以下同じ。）による犯罪の被害者その他の関係者

イ 暴力団排除活動関係者

ウ 暴力団等との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業等の関係者

エ 暴力団から離脱した者又はその意思を有する者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の指定暴力団等の指定に関係する広島県公安委員会委員長及び同委員並びに審査専門委員等同法の運用関係者等

カ その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者で保護を必要とする者

## 3 連絡対象者からの説明要望等に対する組織的対応

(1) 連絡担当者及び訪問担当者が説明等を求められた場合

ア 連絡担当者及び訪問担当者（以下「連絡担当者等」という。）が連絡対象者から刑事手続等について説明を求められた場合は、連絡担当者が面談、架電等の方法に

より適切に対応するものとする。ただし、訪問活動等で、刑事手続その他の制度に関する一般的な事項について説明を求められた場合であって、訪問担当者において適切に回答できる内容であれば、訪問担当者が回答し、対応状況を訪問・連絡活動実施報告書に記載するものとする。

イ 捜査結果等に対して連絡対象者の理解が十分に得られず、組織的な対応が必要と認められる場合その他必要があると認められる場合には、連絡責任者が対応方針等について所属長の指揮を受け、連絡責任者又は連絡担当者が改めて連絡対象者に説明を行うものとする。

ウ 連絡対象者からの説明要望等が重大な交通事故事件に関する内容の場合は、交通部交通指導課と連携を図った上で対応することとする。

この場合において、連絡対象者からの説明要望等の内容を勘案し、必要があると認められるときは、面談、架電等の方法により、連絡責任者が説明を行うものとする。

(2) 連絡担当者等不在時に説明等を求められた場合

ア 連絡担当者等が不在の時は、連絡責任者、訪問責任者その他連絡対象者に対する説明を行うことが適当と認められる者が対応し、対応した内容について被害者連絡経過票等に記載することとする。

イ 対応までに時間を要する場合は、連絡対象者に対し、改めて連絡する旨を説明する等理解を得るとともに、被害者連絡経過票にその旨を記載するなどして確実に連絡担当者等へ引き継ぐものとする。

(3) 犯罪被害者等給付金の支給申請を要望した場合

連絡対象者が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望した場合は、警察本部にあっては被害者支援室、警察署にあっては警務課にその旨を連絡するものとする。

4 関係機関・団体への引継ぎ

連絡対象者が、起訴罪名に関する疑問、刑事裁判への被害者参加制度、被害者国選弁護制度の具体的運用に関する事等、警察で責任をもって回答することが困難である他機関・団体が所掌する事項の説明を求めてきた場合には、適切な機関・団体に引継ぎを行うものとする。

この場合において、当該機関・団体に事前連絡を行う等確実に引継ぎを行うものとする。

(別記)

様式第1号 (第6関係)

(1枚目)

被害者連絡経過票

警察署

課

年第

号

事 件 名	
発 生 年 月 日	
被 害 受 理 日	
事 案 概 要	
被 害 者 の 人 定	
連 絡 の 要 否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否 (理由: )
被 害 者 連 絡 の 宛 先	
被 害 者 連 絡 担 当 者	
被 害 者 の 手 引	配布年月日 年 月 日 配布者:
犯罪被害給付制度の教示	教示年月日 年 月 日 教示者: <small>※被害者の手引又はその他の資料により、制度概要を教示した場合に記入する。</small>
被害者支援担当への連絡	<input type="checkbox"/> 事件認知時 連絡者: <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等給付金支給申請の要望 連絡者:
地域警察官による訪問・連絡 活 動 の 要 望 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
被害者居住地管轄警察署	
訪問責任者への写しの交付	<input type="checkbox"/> 有 (交付年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無







様式第2号 (第6関係)

決 裁 者	

訪問責任者

訪 問 実 施 所 属	
被 害 発 生 所 属	
被害者連絡経過票番号	年 第 号

訪 問 ・ 連 絡 活 動 実 施 報 告 書

連絡対象者 フリガナ 氏名：	訪問実施者 係： 階級：                      氏名：		
訪問回数	実 施 年 月 日	訪 問 ・ 連 絡 実 施 状 況	処 理 結 果
回 目	年 月 日		